

計画等の案の概要

名 称	静岡県における日本語教育の推進に関する基本的な方針		
公表するもの	静岡県における日本語教育の推進に関する基本的な方針(案) 静岡県における日本語教育の推進に関する基本的な方針(概要版、多言語版) 参考資料		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和6年12月20日(金) ～令和7年1月20日(月)
	無		
担当課等名	知事直轄組織地域外交局多文化共生課 電話番号 054-221-3316		
総合計画における位置づけ	7 誰もが活躍できる社会の実現 7-1 活躍しやすい環境の整備と働き方改革 (3) 女性、高齢者、障害のある人、外国人の活躍できる社会の実現 7-2 誰もが理解し合える共生社会の実現 (1) 多文化共生社会の実現		
審議会等の名称	静岡県日本語教育基本方針検討会議		
1 趣旨 令和元年度に策定した「静岡県地域日本語教育推進方針」を、方針策定後の状況変化や関係者の日本語教育への関心の高まりを踏まえて見直し、対象分野を拡大して、新たに「静岡県における日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定します。			
2 骨子 (1) 名 称 静岡県における日本語教育の推進に関する基本的な方針 (2) 方針期間 令和7年度(2025年度)から当面の間 (3) 目 的 「日本語教育推進法」及び国の日本語教育推進基本方針の趣旨を踏まえ、日本語教育についての県の施策に関して、具体的な方向性を定める。 (4) 内 容			
		章	内 容
日本語教育の推進の基本的な方向		1 日本語教育推進の目的 2 県の責務 3 各主体(市町・事業主・県民・国際協会等)に期待される役割 4 県と関係機関との連携強化	
県の施策に関する事項		1 日本語教育の機会の拡充 (1) 外国人等の幼児、児童、生徒等に対する日本語教育 (2) 外国人留学生に対する日本語教育 (3) 外国人等の被用者等に対する日本語教育 (4) 地域における日本語教育 2 県民の理解と関心の増進 3 日本語教育に従事する者の能力及び資質の維持向上	
その他の事項		1 推進体制 2 日本語教育関連施策の推進計画及び方針の見直し	
参考資料及び概要(やさしい日本語・多言語版)については、 <a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/1049844/tabunkachiiki/1044858/1015564.html">https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/1049844/tabunkachiiki/1044858/1015564.html</a> に掲載しています。			